

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について 令和5年度(第3四半期)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	南部環境事業センターガスヒートポンプ空調機修繕(その2)	産業用機器	大阪瓦斯(株)	1,171,236円	令和5年10月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	西部環境事業センター真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	昭和鉄工(株)	1,978,680円	令和5年12月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

南部環境事業センター ガスヒートポンプ空調機修繕

2 契約の相手方

大阪瓦斯（株）

3 随意契約理由

本修繕は、南部環境事業センターに設置しているガスヒートポンプ空調機の故障が判明し、正常な動作をしなくなったことから部品の取替後、試運転調整を行い、当該設備の性能復旧を行うものである。

本ガスヒートポンプ空調機は、都市ガス3社【東京瓦斯（株）、大阪瓦斯（株）、東邦瓦斯（株）】とエンジンメーカー【ヤンマー（株）】による共同研究により開発されたGHP式冷暖房機器である。

この機器は構造が複雑でかつ専門性が高く、機器動作における機能面、安全面については共同開発業者しか熟知できていない。さらに専用部品・油脂等による維持管理に必要な部品等の入手は他社では実施不可能であり、修繕後も当該機器の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫して責任と性能について保証を持たせるためにも、開発に関与した業者でなければならない。

ヤンマー（株）において保守作業等は実施しておらず、本来であれば保守作業等を実施する事業者について都市ガス3社において見積徴取等を実施するところであるが、東京瓦斯（株）及び東邦瓦斯（株）においては、大阪市の入札参加資格もなく、また、営業の拠点も遠方であり緊急時に対応できない。よって、大阪市内において保守対応できる事業者は大阪瓦斯（株）のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センター 真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

昭和鉄工（株）

3 随意契約理由

本修繕は、西部環境事業センターにおける真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）について動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、昭和鉄工（株）が有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）